

第 1 回検討会における意見および課題・論点の整理

1. これまでの取組

水環境ビジョン

意見

- ・ 「水環境ビジョン」の中で書かれていることで今日の課題として挙がっているものの中から落ちているのは地球規模の水問題と地球温暖化だけ。そのとき既に地球環境問題以外のことは意識していたということをもう一度思い出す必要がある。
- ・ 「水環境ビジョン」などの資料をもう少し情報共有した方がいいのではないか。

その他の取組

意見

- ・ 社会の人々が理解しないと、結局、物事は前へ進まないという意味で、今の状況と課題、これまでの対応というものを整理できれば、自ずとやらなければならないこと、あるいは時間的な緊急度とかも整理できるのではないか。
- ・ 現状と将来について、時間軸と平面軸的なことになると思うが、水平軸、垂直軸のような整理をすると、今ここの議論をやっているのだというのがはっきりしてくる、そうした中で中長期的課題が絞り込めるのではないか。

2. 望ましい水環境像

環境保全上健全な水循環の確保

問題意識

第 3 次環境基本計画において重点分野に掲げられている「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」は、関係省庁と連携して何に重点を置くべきか。

意見

- ・ ヒートアイランドが顕著であり、道路や建築物を設置する際には、その地域におけるローカルな水循環を回復するような制度を構築できないか。
- ・ 水の循環と流域の管理という視点から、環境基準の達成性はどこをどう押さえばいいのか。今のシステムが長期的に見た時のエネルギーの問題との兼ね合いで、どういう体系にまで変えていけないといけないかということも考えておく必要がある。

- ・ 地球環境変化に対する適応策まで拡げなくても現在進めている施策の延長上で重要なものはたくさんあり、現在の技術をどううまく将来にむけて生かすのかということを取り上げていただきたい。河川ではそういうことが大変重要になっている。
- ・ どういう水環境であってほしいかということを考えると、「きれいな水」、「安心して飲める水」というのが本当に確保できるのか。ペットボトルの水を飲まなくていいような世界に早く戻ってもらいたい。どういう水の世界に我々はもう一回戻ることができるか、そのためにはどのぐらいの投資を必要とするのか。
- ・ 水循環の問題について、底質と生態系の問題を含めて、総合的に水環境というものをとらえる、あるいは評価するというのをこれからの大きな課題にしていきたい。

水環境における生態系・生物多様性の保全

問題意識

水生生物の保全に係る環境基準・排水基準が導入されたが、生態系・生物多様性の保全のためにはさらに幅広い施策が必要ではないか。

意見

- ・ 生態系・生物多様性の保全を、今の枠組みで人の健康と生活環境の保全にプラスアルファするものとするのか。亜鉛のように生活環境の中でしか見ないということにとどめるのか。
- ・ し尿由来の微量物質、例えばエストロゲンの問題あるいは医薬品類が今までの処理系としては極めてとりにくい。しかも、一部は生物影響が出始めているのではないかという海外からの情報がある。生態系への視点として見た時に、場合によっては考えていかないといけない。
- ・ 生態系の問題としては、水温の問題がある。都市の排水系が持っている熱でかなり大きな変化をさせている。地球温暖化の前に水温の状況がどう変わってきているのか。
- ・ 生物、生態系に関して、しっかり議論しておかないといけないのは、今の水生生物の保全目標のような話であり、絶滅危惧種に関するものとは分けて考えないといけない。
- ・ 水環境における生態系の保全には、当然、漁業資源の問題とかも関わってくるはずなので、そうした問題をどう考えていくかということも検討すべきではないか。
- ・ 基準設定などが難しいのは生態系に対する悪影響。これは評価が非常に難しいし、その一方で、生物の多様性はどんどん失われ、何らかの影響があってもおかしくないということが続いていて、しかし、原因は明らかではない。一体どうしようかということになる。

3. 水環境保全の目標

水質環境基準（健康項目）

問題意識

必ずしも直ちに排水規制を行う必要性のない物質であっても、モニタリングや未然防止措置が必要とされるような物質については、環境基準を設定すべきではないか。

意見

- ・ 環境基準というものはあくまでも政策目標。その中のどの部分を水濁法でシェアするのか、どの部分は水濁法以外の手法でシェアするのかということを整理して示しておく必要がある。その上で、水濁法の枠の中で足りない部分はどこかということを確認にする必要がある。
- ・ 環境基準を整理し直して、規制に直結するようなタイプのもの、リスクマネジメントにつながるものと、もっと政策全般にわたって取り上げなければならないものに分類する必要がある。
- ・ 省庁の中でどう整合をとっていくかという話が必要。健康項目一つとっても、健康項目の中身は全部化学物質である。大防法では有害大気の見直しにおいて化管法との整合をどうとろうかという議論を始めている。自主管理という中身についても、水濁法の中でやるのか、化管法の中でやるのか、整理が必要である。
- ・ 農取法と水濁法とはどのように整理するか。農薬というのは非常に特殊なものなので同じ健康項目といっても一律に扱えない。
- ・ 底質についてはほとんど問題が起こった時だけしか基準等が設定されていない。水の中に検出されなくても底質に検出されるようになると、それが結果として生物濃縮を起こして問題を起こすということは当然考えられる。ダイオキシンについては基準があるが、その他についてどうするのか。
- ・ リスクに関しては、健康項目の中でもレベルが少しずつ違っていて、本当に同じように扱っていいのか、バランスを一度見直す必要がある。リスクの大きさの観点から本当に何が問題なのか。次の段階では重点配分と思っている。
- ・ リスク管理では、多様な手段を組み合わせるということも特色になってきている。規制的な方法だけではなく、経済的なインセンティブを与えとか、情報を利用して環境保護に向けて行動を促していくとか、そういった多様な手法も考えていく必要があるのではないか。
- ・ 微量有害物質の問題で、基本的にはモグラ叩きをやっているが、周りはモグラだらけという状態になってきている。それでは本当に健康問題にしても、生態系にしても守れるのだろうか。水系に汚染物質を決して入れないという概念あるいは社会的な仕組み、あるいはモラルの問題、それを全部築き上げていかないといけない。環境を汚しているのは実は事業者だけでなく市民の生活そのものである。同時に、いろいろな汚染物質によって広がってきているものを、その影響は非常に長期に浴びて初めて見られるような出来事に対して、どのような未然防止の手段を講じられるか、その両方を解くアプローチが必要ではないか。

水質環境基準（生活環境項目）

問題意識

現行のBOD、COD評価では、現実の水質悪化現象や国民の実感にそぐわないといった指摘があり、BOD、CODを補完又は代替する目標を設定すべきではないか。

意見

- ・ BODは有機汚濁のラフな指標としてはとてもわかりやすい。ただ、かなり水質のいいところでは低濃度化してくる中で、例えばTOCとか、そういうもので補完していくということが今後必要になってくるのではないか。
- ・ 海のCODはなかなか実態を表さないのではないかという認識から、海域の方では今、底層の溶存酸素、透明度を既にいれて議論している。入れるにあたっては、それなりの哲学、これもまだ中途半端なところがあると思っているが、どこまでの魚を守るべきかという議論をしているので、そういう情報も入れながら、なぜそういうDOを入れたか、というような経緯も情報共有すれば議論が深まるのではないか。
- ・ 川の水をきれいにして周辺で人々が憩う場所とするため、「泳げるような河川」を目指しているが、BODで見ると問題なくとも下水道終末処理場があり、現実的には泳ぐには適さないというような河川の水質表示にはどのような指標が市民感覚として適するのかが。
- ・ ヨーロッパ、アメリカを見ていると、まず泳げるかどうか、レクリエーションとしてふさわしいかどうか、そういう視点からの大きなビジョンがまず決められており、そのためのインディケータとしてどういうものがあるか議論している。どの程度水域の環境の安全性が保たれているか、レクリエーション、いろいろな漁獲生産量についての安全性としてどうかという視点を明確にすべきではないか。

4. 水環境保全のための今後の取組

(1) 事業者の不適正事案への対応

問題意識

近年顕在化している排水データ改ざんや排水基準違反等の不適正事案について、早急に制度的な対応をとる必要があるのではないか。

意見

- ・ 事業者のリスクコミュニケーションというか、リスクの管理という部分が、自らどういうものを扱っていて、外に出た場合にどのように影響するのか、こういった部分についてしっかりと意識を持って事業者が自らやるべきである。

- ・ 行政としては、どういう体制で、通常測定していない、又はモニタリングの対象になっていないものを速やかに分析して、どのように判断しなくてはいけないのか、この部分が課題として求められている。

(2) 公共用水域における水質事故への対応

問題意識

油濁や化学物質の流出等の水質事故は増加傾向にあり、水質事故の防止対策の充実・対応の迅速化が必要ではないか。

意見

- ・ 水質汚濁防止法の事故時の措置の規定があのような形でいいのかどうか検討すべきである。
- ・ 非常時の場合、この中には事故の問題が当然あるし、雨天時も結構大きな問題を持っている。衛生微生物の視点から見ると、雨天時に水道側で問題が起こるケースがある。また、地震が起こった時の災害で環境はどうなるのか、そういう視点も必要ではないか。
- ・ 事故時の対応は、化学物質の管理のほうからも検討されている。事業者の方にとってはダブルの規制になってくるとい問題がある。

(3) 閉鎖性水域における水質改善

問題意識

湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、湖沼においては近年改善の兆しがみられるものの達成率そのものが依然として低い状況にあり、海域では一定の改善は見られたものの近年概ね横ばいとなっているなど、更なる改善が必要となっているため、今後どのような対策に重点を置くべきか。

意見

- ・ 閉鎖性水域で、どうしても解決しなければならないのは底質の問題であり、湖沼に入ってくる面源、点源等からの排出量が農業的なものも含めてどんなものか。
- ・ 他の省庁と一緒にになって試験域をつくって、湖沼に入ってくるものについてのデータを一緒に集めてほしい。全体的なもっと大きな意味での水管理という目で見ると、その辺をしっかりと技術的に積み上げないといけない。
- ・ 閉鎖性水域の第7次の規制に向けて、各省庁がいろいろな努力をされている。それをいかに活かしていくかは、環境省から見て他省庁に対してもどのようにしてほしいのか、やるべきではないかという提案ができるように積極的に働きかけることが必要ではないか。

(4) 未規制の小規模事業場や面源負荷への対応

問題意識

排水規制が課せられていない小規模事業場に排水対策を導入するなど、何らかの対応を講じていくべきではないか。

意見

- ・ 特定施設を中心に排水規制という水濁法の枠組みは、既に生活雑排水のところではなくして新しい道を開いているが、そこが十分に意識されて強化されてきていない。相変わらず特定施設を中心にと思い込んでいる。
- ・ 情動的な手法によって、あるいは経済的な手法でもよいと思うが、中小企業が水環境に取り組むことが自分の経営にプラスになるというような観点が必要。ともすれば、規制、規制でまた中小企業に負担あるいはいろんなコストがかかるという観点を少し変える新しい考え方の視点が必要である。
- ・ 農業について、規制、規制ということではなくて、インセンティブというか、やったら何かいいことがあるなというものも含めて、風呂敷を少し広げて検討して何か答えが出ればいいのではと思う。
- ・ 川についても、特定の流域対策をやっていく必要が出てくるのではないかと考えている。これは手法としてはいろいろ考えられるが、条例でやる、あるいは自主的な取り組みとしてやる、地域の取組としてやるのが、今後必要になってくるのではないか。
- ・ これからは恐らく限られた資源の中では自主的に取り組んだことに対する評価をできるような仕組みを取り入れていくことで、閉鎖性水域の問題に関しては、農業系の雨天時の問題、下水道も含めてであるが、努力した分だけ報われるような仕組みを考えていくべきと思う。
- ・ 生活排水対策重点地域というのを設けて着実に進んできたが、マンネリ化して最近あまり活性化されていない。小規模排水の問題を浄化槽の問題として重点地域の中でとらえて、浄化槽というのは、産業排水とか面源負荷は入れないけれども、下水道などの場合は小規模排水ももちろん入る。水環境保全に関する課題の中での浄化槽の位置付けが不明解だし、もっと発展的にできるだろう。今のような生活排水対策重点地域の問題を見直して、強化なり何か考えてほしい。

(5) 地下水・土壌汚染の未然防止対策

問題意識

今般の土壌汚染対策法改正においても指摘されているように、地下水・土壌汚染の未然防止対策を強化する必要があるのではないか。

意見

- ・ 土対法を改正したが、土対法はもともと土壌汚染防止法ではない。土壌汚染防止の重要な担い

手である水濁法がしっかり機能しないといけない。

- ・ 土壤汚染対策を行政として指導している時に、「この水、臭い」、「この工事現場、臭い」という声が寄せられた。原因となっている農薬等の化学物質（の不法投棄）とガソリン、重油などの汚染物の処分にあたっては、工夫しながらそれぞれの現場単位で廃棄物処理の一環で処分しているが、ルール化を検討すべきではないか。
- ・ 地下水保全と土壤保全、土対法と水濁法、この整合をどうとるかが大きな問題である。

（６）地球温暖化による水環境への影響

問題意識

多摩川での外来熱帯魚等の繁殖、琵琶湖等の湖沼における下層低酸素状態の進行など、地球温暖化による水環境への影響と思われる事例が発生しており、影響の解明と適応策の検討が必要となっているが、どのような戦略で進めるべきか。

意見

- ・ 地球環境の変化による洪水流量とか濁水流量問題が頻繁化したときに環境に関係する問題はよくわからないと、河川問題解決のネックになる可能性が大きい。地球環境、水環境等の情報の省庁共通のプラットフォームづくり、しっかりとしたデータに基づいて議論できるようにすることが大事になる。

（７）地球規模で深刻化する水問題への国際貢献

問題意識

世界では多くの方が安全な水を手に入れられない状況にあり、人口増加・経済発展・地球温暖化の進行等により、今後さらに水問題が深刻化することが懸念されている。食料の輸入等を通じて、世界の水問題は日本にとっても重要であり、世界的に水の安全保障が重要となっており、我が国の知識や技術、経験を活用してどのように貢献すべきか。

意見

- ・ 水処理、膜の分野などが、今後、中小企業にとっても新しいビジネスチャンスになると思っているけれども、そういった新しい、日本の企業が貢献できるという観点からも、地球規模の水問題や地球温暖化の分野について考える必要がある。
- ・ 国際的には、半閉鎖海といわれる、例えば北海であるとか地中海であるとか、そういうところで国際的な汚染が問題になっている。日本海とかオホーツク海についても、そうした国際的な協力が将来的に必要なになってくるのではないか。

(8) 水環境のモニタリングとデータの蓄積

意 見

- ・ 環境をモニタリングするという意味で他の調査とどう枠取りをしていくか。常時監視の効率化についても、実際にモニタリングするというものに対しての観点からどう考えるか、全体に見ていく必要がある。
- ・ 水環境の問題で何が一番大事なのか、データの蓄積だと思っている。データの蓄積についてあまり一生懸命でないのではないか。環境問題というのは、データに基づいてどう理解し、政策を考えるのが重要である。
- ・ 水環境だけでは済まないレベルの水問題がたくさん出てきている。情報のプラットフォームをどうやって持つのか。それぞれのところでは一生懸命やってきて、今まではそれでよかったが、今後はトータルとして、それぞれのやっている技術を統合化していかないといけない。

(9) 統合的な環境管理

意 見

- ・ 水であろうが、大気であろうが、ある種の規制なり何かで対応しようとする、結構エネルギーを消費する場合もある。一方で炭酸ガスを減らさないといけない。その兼ね合いをどうするか、総合的に考えて合理的な方法が一番いいが、それは簡単にはわからない。
- ・ ヨーロッパの動きの特色として、「統合的環境保護」という考え方が出てきて、総合的に汚染管理をしていく必要があるという考え方が打ち出されるようになってきている。こうした制度の運用とか制度の在り方の中で参考になるものがあるのではないか。

全般的な意見

- ・ 大きく転換しようとしている水環境行政の中での水濁法の役割とか機能というものをしっかり考えなければいけない。
- ・ どうしても所掌事項でやれることというイメージになってしまうので、全体を俯瞰するようなことを整理すれば良いのではないか。
- ・ なぜ、誰が課題と判断したのか、そういう事象が少し共通認識としてあった方がいいと思う。例えば、課題であるというのは、そもそも今の環境基準という仕組みが問題なのか、それとも環境基準が達成されてないからか、達成方法の評価の仕方が問題なのか、達成できないことが問題なのか。
- ・ お金とか人とかは非常に限られてきているので、ばらまきのやるのではなくて、ある程度重点化する方向が必要なのではないか。優先順位という話もあったけれども、是非そういう方向でやっていけないといけない。